

水産えひめイメージアップ推進事業受託者募集要領

県では、最終的な実需者：鮮魚販売会社や飲食店がストーリー性をもった販売展開ができるよう、「人を招き、人を派遣し、売り場での愛媛の影響力が高まる」取組みを促進し、最終実需者への愛媛の魅力を訴求・理解深化を図ることにより、愛育フィッシュをはじめ天然魚も含めたオール愛媛の県水産物の流通拡大を図るため、次のとおり事業実施受託者を募集する。

1 事業の内容

- (1) 県産水産物の取扱拡大に繋がる効果的なPR活動等支援（県産水産物のPR活動やフェアでの販売促進に係る生産者・フィッシュガール等派遣の調整・管理）
- (2) 県外企業と県内水産事業者との来県マッチング（県外の飲食店経営者等の来県を企画調整し、生産現場、加工場等の視察を通じた、県内企業の具体的な商談機会の創出）
- (3) その他付帯事業

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日までの間

3 委託料

委託料の額は、1,975千円を限度とする。（消費税及び地方消費税10%を含む）

4 応募要件

- (1) 水産業振興に係る事業実績を有し、かつ県内に本社・事業所を有する事業者とする。
- (2) 次に掲げる条件を全て満たす者とする。
 - ① 本事業の業務の遂行にあたり、十分な能力を有すること
 - ② 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加資格者の資格）の規定に該当しないこと
 - ③ 企画書の受付期間中において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと
 - ④ 契約締結時までに令和5年～7年度愛媛県競争入札参加資格者名簿へ登録されることが予定されていること。
 - ⑤ 企画書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと
 - ⑥ 企画書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと
 - ⑦ 役員等、又は経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等を含む。）でないこと

5 留意事項

事業の実施については、愛媛県農林水産部水産局漁政課と連携し、効果的な事業執行に努めること。

6 提出書類

- (1) 水産えひめイメージアップ推進事業企画書（別紙参照）
- (2) 企画書の提出部数は4部。なお、企画内容を補完説明する資料を添付しようとする場合、添付資料は4部。
- (3) 提出された書類は、再提出の場合を除き、返却しない。
- (4) 本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

7 提出期限

令和6年3月28日（木）午後5時必着

8 実施予定団体の選定

- (1) 水産えひめイメージアップ推進事業受託者審査基準に基づき、原則、応募書類の書面審査を行って、受託者を選定する。なお、審査員が必要と認める場合は、ヒアリングを行うことがある。
- (2) 審査対象となった提案の募集者に対し、審査結果を書面で通知する。審査結果についての異議申し立ては認めない。

9 問合せ及び提出先

愛媛県農林水産部水産局漁政課企画流通係
〒790 - 8570 松山市一番町4丁目4-2
TEL 089 - 912 - 2606 FAX 089 - 945 - 8163